

訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社モア・アクティブが設置する「訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護(介護予防訪問看護)事業(以下「指定事業」という。)は、その適正な運営を確保するための重要な事項に関する本規程を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な指定事業のサービスを提供することで、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復や生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定事業は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、目標を設定し、主治医との密接な連携のもとに計画的に行う。

2 事業所の従業者は、懇切丁寧にサービスを提供し、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3 サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な技術をもって、これを行う。

4 サービスの提供に当たっては、関係市町村、保健・医療機関、他の指定介護サービス事業者等との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

所在地 札幌市白石区本郷通1丁目南3番1号モデュロール101号室

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者:看護師若しくは保健師 1名(常勤)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。

(2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 4名(うち4名は常勤)

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護の提供にあたる。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 5名(うち5名は常勤)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを中心とした訪問看護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、9時から18時までとする。
- (3) 前2項に関わらず、必要に応じて訪問看護の提供を行う場合がある。
- (4) 電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等日常生活の世話
- (4) 服薬の確認・管理
- (5) 床ずれの予防・処置
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法等の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料等及び支払方法)

第7条 介護保険法に基づく訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、各自負担割合に応じた金額とする。ただし、支給限度額を超えて利用する場合の利用料は、全額利用者の負担とする。

2 事業所は、前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を超える場合の交通費

公共交通機関利用の場合：通常の事業の実施地域からの超過分は実費

自動車の場合：超過距離	500m～2km 未満	100 円
	2km～4km 未満	200 円
	4km～6km 未満	300 円
	6km～8km 未満	400 円
	8km 以上 2Km 毎に	100 円追加

(2) 訪問に当たって要した駐車場代の実費

3 事業所は、前項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その額等について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 札幌市白石区、厚別区、豊平区、清田区、中央区及び東区の全域

(2)事業所より半径10km圏内の札幌市北区(太平、麻生、北6条から北40条)、西区(山の手、八軒、琴似、二十四軒)及び南区(北ノ沢、中ノ沢、南沢、川沿、真駒内、真駒内柏丘、澄川)

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に訪問看護の提供中に、利用者に病状等の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医等に連絡し、適切な処置を行う。

2 従業者は、前項の処置を行ったときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談又は苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当の窓口を設置する。

(損害賠償)

第11条 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(秘密保持等)

第12条

(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2)事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生または再発防止のための対応を、以下のとおりとする。

(1)「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。

(4)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

(1)職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

(2)カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(3)職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

(4)相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
 - (2) ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (3) ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を確保し、研鑽を積むための体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 年 4 回以上
- 2 事業所は、利用者に対する指定事業のサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から 5 年を経過した日のいずれか遅い日まで保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社モア・アクティブと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。